

児童手当

全ての市町村

中学校卒業までのお子さんを養育されている方に支給されます。

対象者・要件

対象

中学校卒業までのお子さんを養育している方（所得制限あり）

要件

- ・ 児童が日本国内に住んでいる場合に支給されます。（ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）
- ・ （ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）
- ・ 児童が児童養護施設等に入所している場合や里親などに委託されている場合は、施設の設置者や里親などに支給されます。

事業内容

支給額（児童１人あたり、月額）

０～３歳未満 一律15,000円

３歳～小学校修了前 10,000円（第２子まで）、15,000円（第３子以降）

中学生 一律10,000円

- ・ 所得制限限度額（１）以上所得上限限度額（２）未満の場合における手当月額は、児童１人あたり一律5,000円になります。（特例給付）
- ・ 所得制限上限限度額以上の場合、手当は支給されません。

１ 所得制限限度額 ９６０万円（年収ベース。子ども２人年収１０３万円以下の配偶者の場合）

２ 所得上限限度額 １２００万円（年収ベース。子ども２人年収１０３万円以下の配偶者の場合）

申請先・問い合わせ先

小矢部市

こども家庭課

小矢部市鷺島15番地

連絡先：0766-67-8603